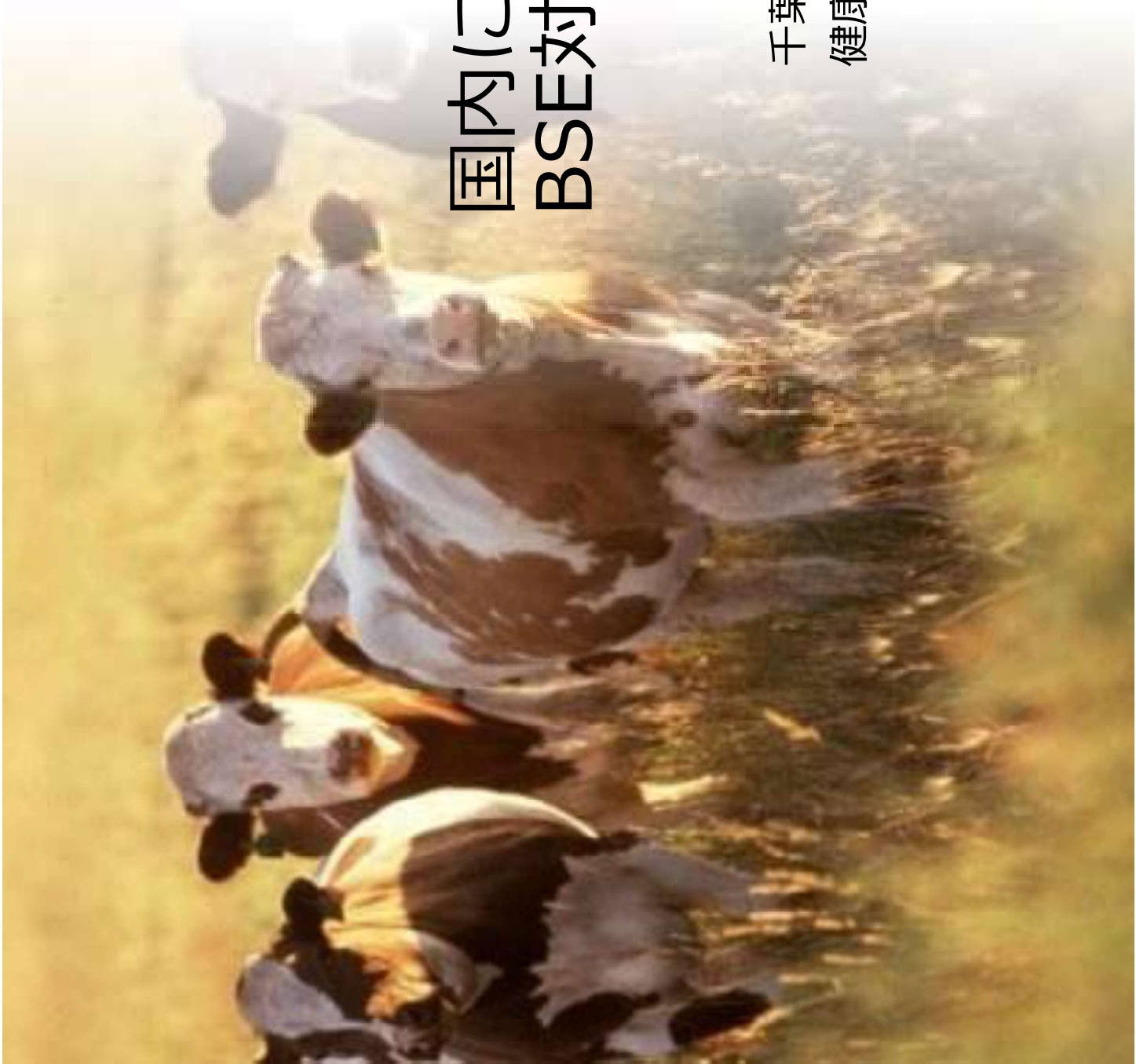


資料 3

議 事 3

BSE 検査体制について

A photograph of a herd of cows in a field. The cows are of various breeds, including Holsteins and Jerseys, with white and brown patches. They are standing in a grassy field with a blurred background. The text is overlaid on the right side of the image.

国内における BSE対策について

千葉県

健康福祉部衛生指導課

牛海綿状脳症（BSE）とは

- BSEは、伝達性海綿状脳症（TSE）の1つ
- BSEプリオンと呼ばれる病原体に牛が感染した場合、牛の脳の組織がスポンジ状になり、異常行動、運動失調などを示し、死亡するとされている。
- かつて、BSEに感染した牛の脳や脊髄などを原料とした飼料が、他の牛に与えられたことが原因で、英国などを中心に、牛へのBSEの感染が広がった。
- 日本でも平成13年9月に本県で発生して以降、平成21年1月までの間に36頭の感染牛が発見された。

伝達性海綿状脳症（TSE）

牛／牛海綿状脳症（BSE）

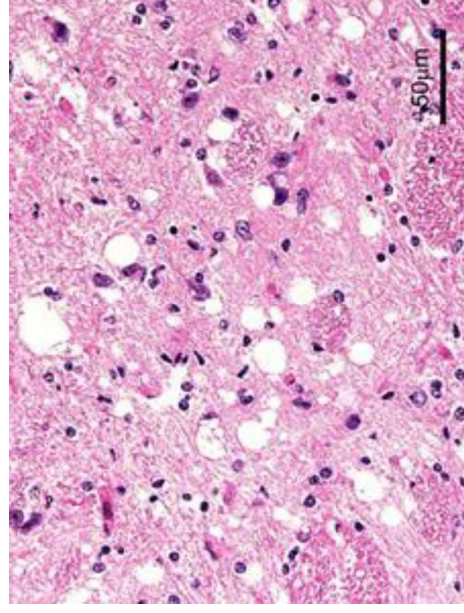
山羊・羊／スクレイピー

鹿／鹿慢性消耗病(CWD)

ミンク／伝達性ミンク脳症

ヒト／クローン、CJD

など

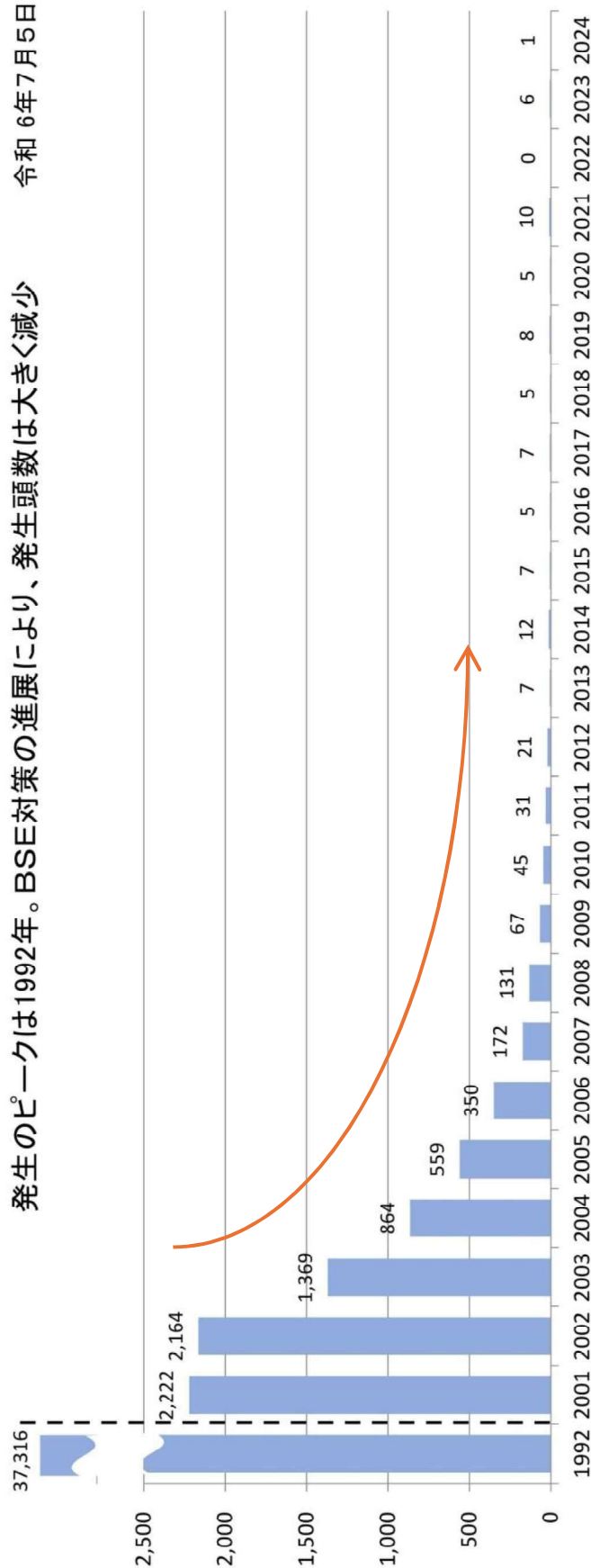


伝達性海綿状脳症感染牛の脳
独) 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究所

世界のBSE発生件数の推移

発生のパークは1992年。BSE対策の進展により、発生頭数は大きく減少

令和 6年7月5日時点



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	合計
合計	37,316	2,222	2,164	1,369	864	559	350	172	131	67	45	31	21	16	12	7	5	5	7	5	8	10	0	6	1	190,696
欧州 (英国を除く)	36	1,016	1,038	753	528	342	205	101	84	54	33	22	16	4	10	4	5	6	3	7	5	6	0	3	0	(83/83)
英国	37,280	1,203	1,123	610	330	208	129	65	42	11	11	8	3	3	1	2	0	0	0	1	0	1	0	1	1	6,027
米国	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	(64/68)
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	184,598
カナダ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	(8/9)
イスラエル	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(3/3)

WOAH情報、EFSAレポート等をもとに動物衛生課でとりまとめ (2024年7月5日時点)

表中上段は発生総数 (定型及び非定型)、下段は非定型BSEの発生数 (H型/L型)。非定型BSEの発生数は2023年5月まで集計。

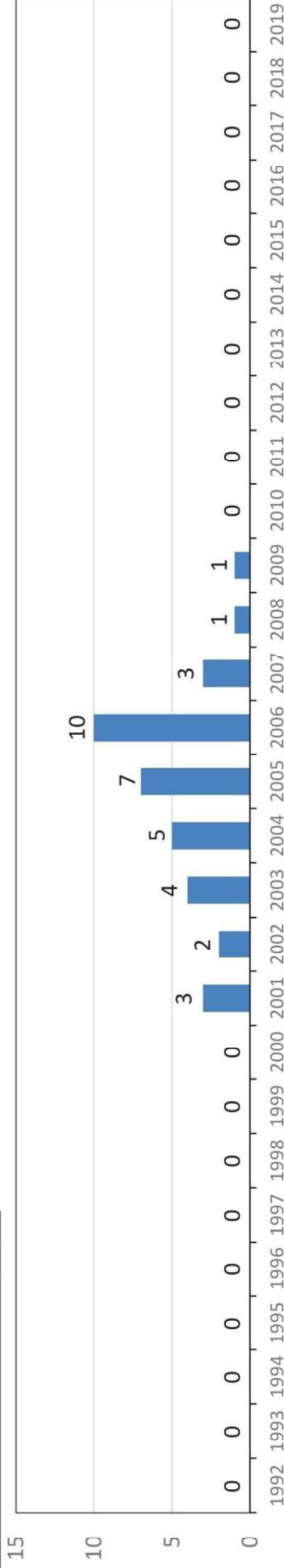
※1 うち1頭は米国で確認されたもの。
カナダの累計数は、輸入牛による発生を1頭、
米国での最初の確認事例 (2003年12月) 1頭を含んでいる。

農林水産省HP

我が国におけるBSEの発生状況

- ・2001（平成13）年9月に初確認。現在までにと畜検査で22頭、死亡牛検査で14頭（計36頭）が発生。
- ・出生年別にみると、1996（平成8）年生まれが12頭、2000（平成12）年生まれが13頭と多い。
- ・飼料規制の実施直後の2002年1月生まれを最後に、国内で生まれた牛での発生報告はない。
- ・2013（平成25）年5月にOIEは我が国を「無視できるBSEリスク」の国に認定。

OBSEの年次別報告頭数



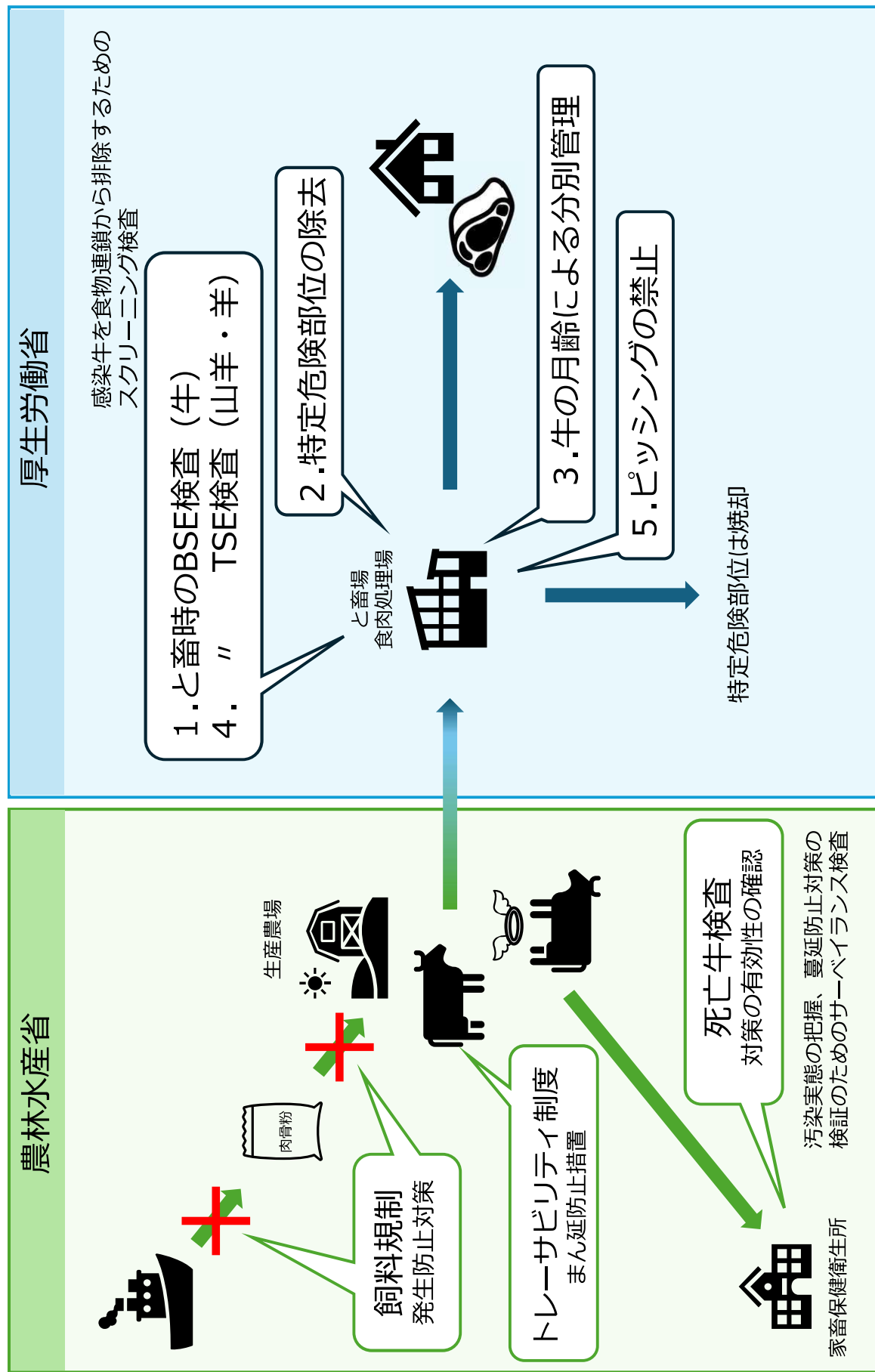
OBSE感染牛の出生年次別頭数



OBSE感染源・感染経路について

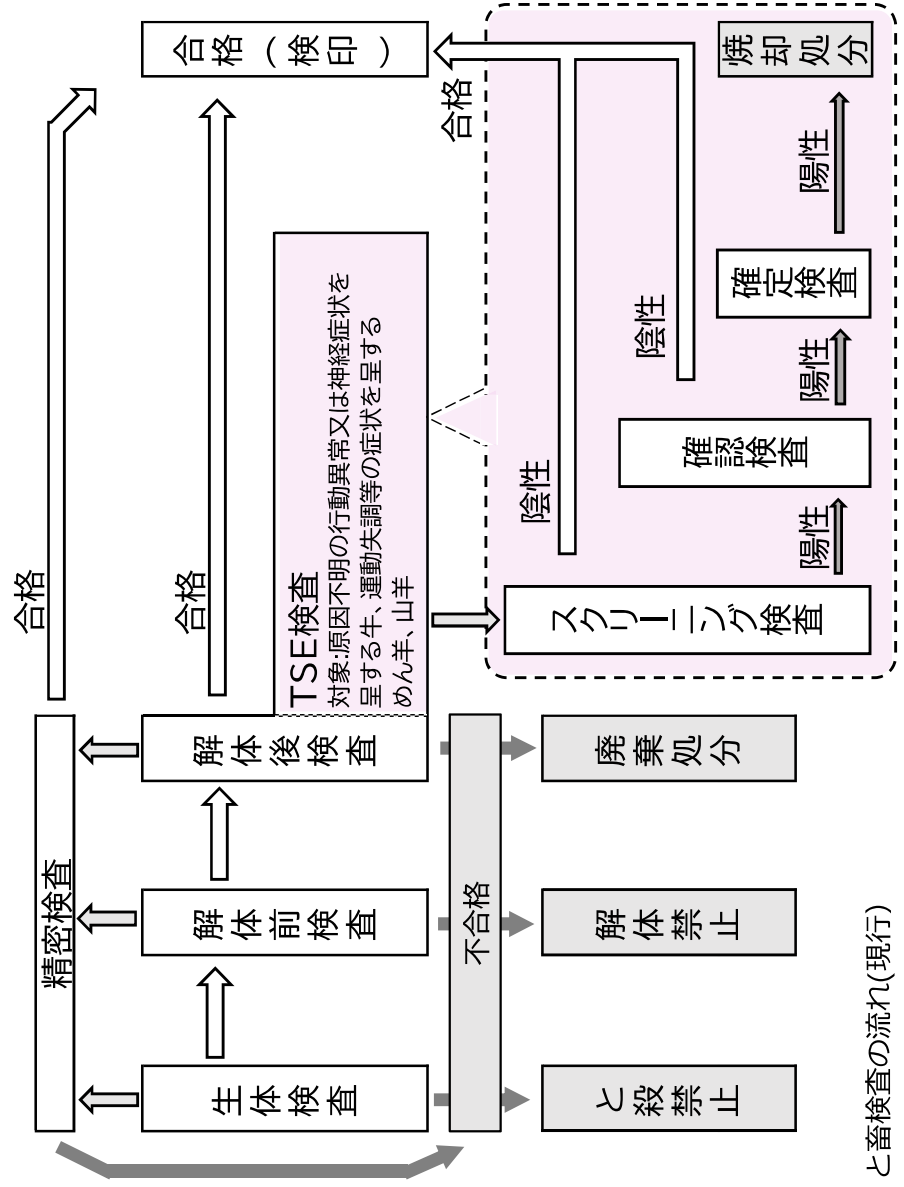
1995-96年生まれの牛（13頭）の感染原因は、統計学的には共通の飼料工場で製造された代用乳の可能性が考えられるが、オランダの疫学調査結果等の科学的知見を踏まえると合理的説明は困難とされた。また、1999-2001年生まれの牛のうち15頭は1995-96年生まれの牛が汚染原因となつた可能性があるとされた。

国内におけるBSE対策



1. BSE検査

- 平成13年9月、千葉県において我が国初のBSE罹患牛が確認されたことから、同年10月18日から、食用として処理される全ての牛に対して、BSEスクリーニング検査が全国一斉に開始された。



と畜検査の流れ(現行)

我が国におけるBSE検査対象月齢の変更経緯

	H13(01) /10	H15(03) /4	H17(05) /8	H25(13) /4	H25(13) /7	H27(15) /4	H29(17) /4	H31(19) /4
と畜場	症状牛*	全月齢	↑	(≥24)	≥24	↑		↑
	健康牛	全月齢	(≥20)	(>30)	>48	↑	廃止	
(参考) 農場	臨床疑い牛 (特定症状牛)	全月齢						↑
	起立不能牛	—	≥24		↑	≥48	↑	↑
	一般的な 死亡牛	—	≥24		↑	≥48	↑	≥96

* 神経症状等を示す牛で、農場における起立不能牛に相当

注意) カッコ内は変更を行ったが事象として全頭検査が継続

本県のと畜場におけるBSEスクリーニング検査結果

平成13年度～令和5年度実績		令和6年7月29日現在	
検査期間	検査頭数	うち、陽性頭数	
平成13年 10月18日～3月31日	362, 490頭	7頭	確定診断は H13.9の1頭のみ
平成13年度 (10月18日～3月31日)	13, 362頭	4頭	
平成14年度	36, 630頭	1頭	
平成15年度	34, 515頭	0頭	
平成16年度	33, 802頭	0頭	
平成17年度	27, 258頭	0頭	
平成18年度	25, 876頭	2頭	
平成19年度	26, 082頭	0頭	
平成20年度	26, 491頭	0頭	
平成21年度	27, 841頭	0頭	
平成22年度	26, 011頭	0頭	
平成23年度	29, 517頭	0頭	
平成24年度	24, 236頭	0頭	
平成25年度 ※1	11, 414頭	0頭	
平成26年度	6, 565頭	0頭	
平成27年度	6, 934頭	0頭	
平成28年度	5, 955頭	0頭	
平成29年度 ※2	1頭	0頭	
平成30年度～令和5年度	0頭	0頭	

※1 平成25年7月から平成29年3月までは、48ヶ月齢超の牛が検査対象（それ以前は全頭検査）

※2 平成29年4月からは、健康牛の検査が廃止になり、生後24か月齢以上で原因不明の神経症状又は全身症状を呈するBSEの高リスク牛のみが検査対象となった。

参考：死亡牛のBSEサーベイランスの結果

年度別検査実施状況（全国及び千葉県）

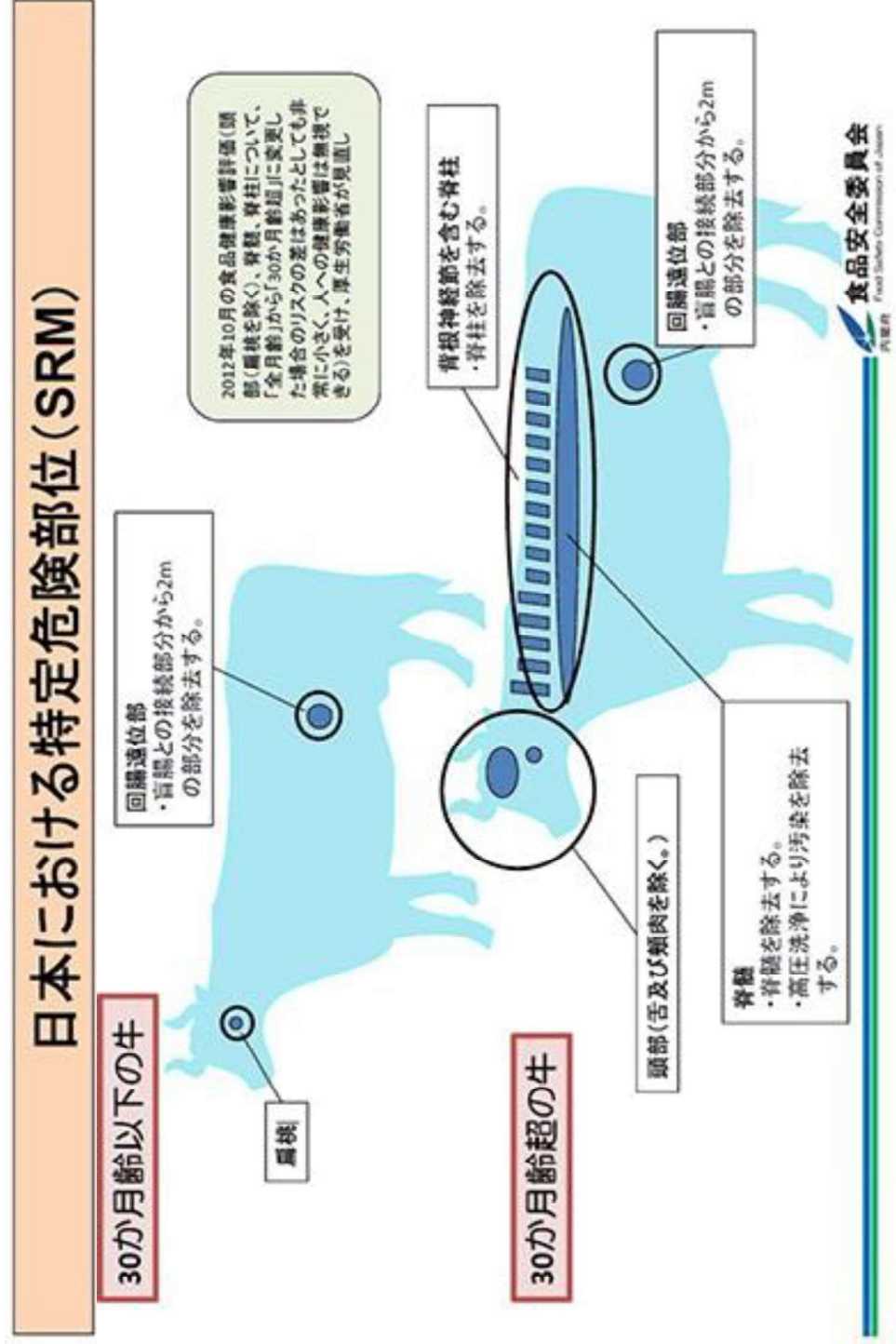
年度	検査頭数 (全国)	検査結果		検査頭数 (千葉県)	検査結果
		陽性頭数	陰性頭数		
平成13年度※1	1,095	0	1,095	—	—
平成14年度	4,315	0	4,315	—	—
平成15年度	48,416	1	48,415	2,369	全頭陰性
平成16年度	98,656	2	98,654	1,739	〃
平成17年度	95,244	3	95,241	1,634	〃
平成18年度	94,749	5	94,744	1,883	〃
平成19年度	90,802	2	90,800	1,650	〃
平成20年度	94,452	1	94,451	1,537	〃
平成21年度	96,424	0	96,424	1,744	〃
平成22年度	105,380	0	105,380	1,818	〃
平成23年度	104,578	0	104,578	1,791	〃
平成24年度	106,676	0	106,676	1,687	〃
平成25年度	101,337	0	101,337	1,393	〃
平成26年度	96,319	0	96,319	1,260	〃
平成27年度	65,262	0	65,262	833	〃
平成28年度	66,686	0	66,686	851	〃
平成29年度	66,403	0	66,403	836	〃
平成30年度	69,803	0	69,803	839	〃
令和元年度	23,734	0	23,734	230	〃
令和2年度	22,568	0	22,568	137	〃
令和3年度	21,428	0	21,428	145	〃
令和4年度	21,002	0	21,002	125	〃
令和5年度※2	4,206	0	4,206	93	〃
累計	1,495,329	14	1,495,315	24,510	〃

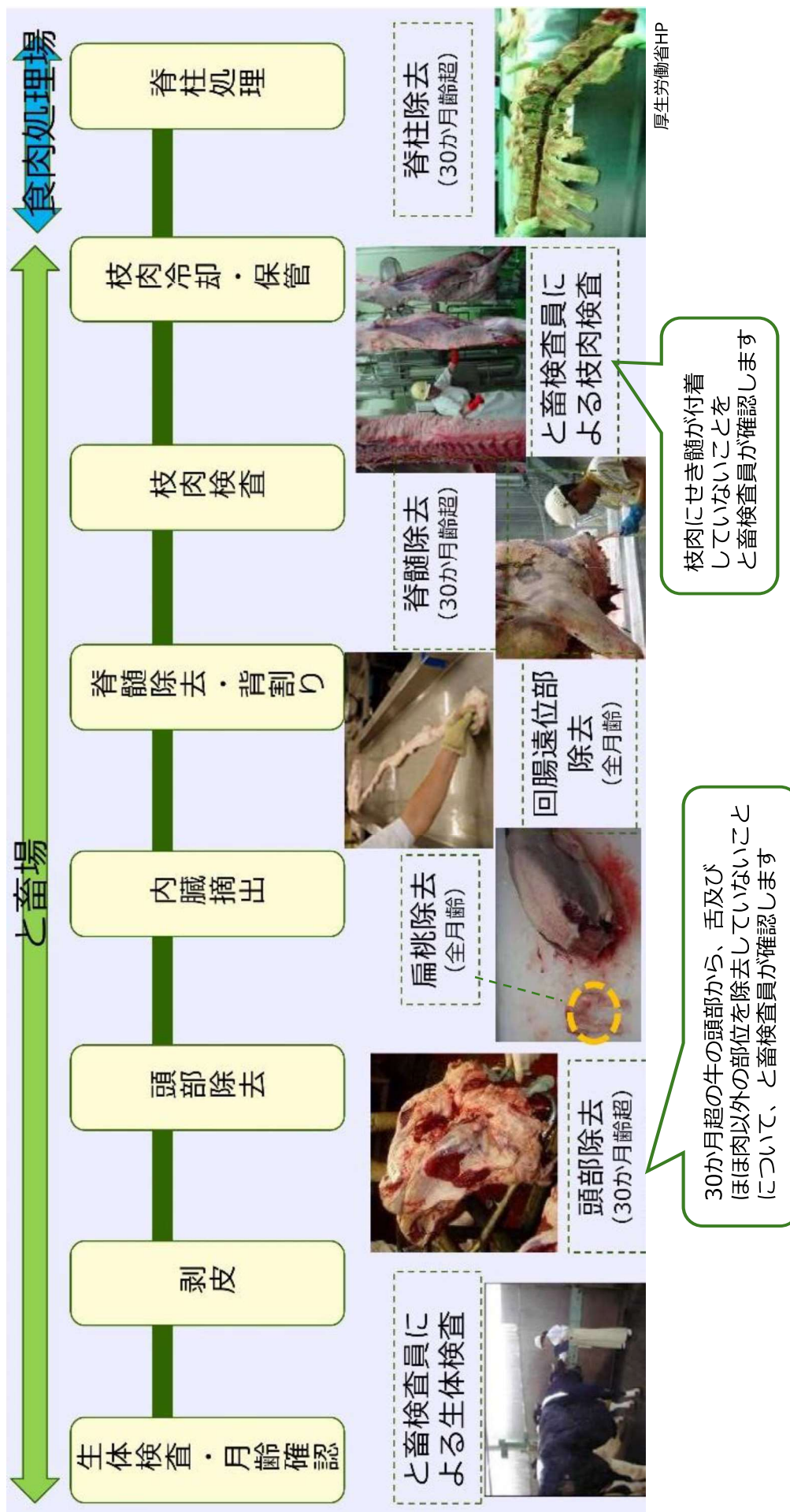
※1 平成13年度の集計期間は、平成13年10月18日～平成14年3月31日まで

※2 令和5年度の全国の集計期間は、令和5年4月1日～令和5年6月30日まで

2. 特定危険部位の除去

- BSEの病原体であるBSEプリオンが蓄積しやすい部位（特定危険部位：SRM）を食用に供さないようにするため、と畜処理工程等における牛の頭部・脊髄等の除去、焼却が義務付けられている。





3. と畜場及び食肉処理場における牛の月齢による分別管理

- ・ 30ヶ月齢以下の牛の頭部・脊髄等を食用に供する場合には、と畜処理工程において、月齢による分別管理を行うこと
- ・ 30ヶ月齢以下の牛の脊柱を食用に供する場合には食肉処理工程において、月齢による分別管理を行うこと

4. めん羊、山羊に係る伝達性海綿状脳症（TSE）のスクリーニング検査の実施

- ・ 平成17年10月1日から12ヶ月齢以上のめん羊及び山羊についても、TSEスクリーニング検査を行うこととされた。現在は、月齢による検査を廃止し、症状を呈するめん羊・山羊を検査対象としている。

5. ピッシング*の禁止

- ・ とさつ時に行われるピッシングについて、破壊された脳や脊髄組織が血中へ混入することが懸念されることから禁止されている。
- ・ 千葉県では、平成18年3月16日から、県内全てのと畜場においてピッシングを中止している。（と畜場法施行規則による禁止は平成21年3月25日から）

*ワイヤーにより脊髄を破壊し、反射運動を抑えることで作業の安全性や作業効率を高める行為

参考：生産段階におけるBSE対策 (農林水産省)

生産段階での対応肉骨粉等の輸入規制

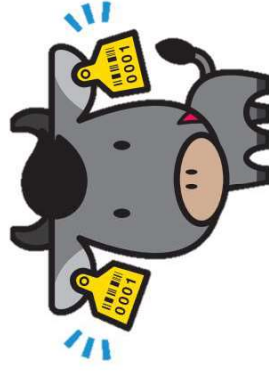
- ・ BSEの原因となる異常プリオンたん白質の我が国への侵入を防止するため、肉骨粉等の輸入禁止措置等を実施。

飼料規制

- ・ BSEの発生サイクルを遮断するため、肉骨粉等の牛用飼料への利用を禁止。
- ・ 牛用飼料にその他の飼料が混入するのを防止するため、飼料の製造から運送・給与の各段階で分離管理を実施。

牛トレーサビリティ制度

- ・ BSEのまん延防止措置の確な実施を図るため、牛を個体識別番号により一元管理。
- ・ 生産から流通・消費の各段階において個体識別番号を正確に伝達することにより、消費者に対して個体識別情報の提供を促進。



農林水産省HPより

死亡牛検査

- ・ BSE対策の有効性を確認するため、月齢を問わず、特定症状のあった死亡牛及び起立不能等を示していた死亡牛のうち、獣医師がBSE検査が必要と判断した牛についてサーベイランス検査を実施。

BSEに対する日本の安全対策が 国際的にも認められました。



かつて、世界で、BSE(牛海綿状脳症)が発生したのは、
病気の牛の「プリオン」が、牛のえさに混ざったからでした。
このため、と畜場ではプリオンの蓄積しやすい部位を除去・焼却するとともに、
牛からとった原料を、牛のえさに混ざることがないように規制しました。

対策は大きな効果をあげ、

日本では、2002年2月以降に生まれた牛からは、
BSEは見つかっていません(2013年5月現在)。

2013年5月、日本は
国際機関(OIE:国際獣疫事務局)から、
BSEの「リスクが無視できる国」に認定されました。

安全対策の検証のため、
4才を超える牛を対象に、BSE検査を続けます。

詳しくは「厚生労働省」農林水産省の
ホームページをご覧ください。

BSE対策

検索

つくると、たべると、まをる。まをる。

令和6年4月の変更概要

令和5年5月、国際獣疫事務局（WOAH）において、BSEに関するWOAHコードが改正された。

BSEに関するWOAHコード改正の概要について

【改正前】

○BSEの「無視できるリスク」の国のステータスを維持するためには、加盟国の牛群の規模に応じて、7年間で取得すべき検査ポイントが定められており、加盟国はこの検査ポイントを満たすことでステータス維持が可能。

- コード上サーベイランス対象となる区分は
- ① 30か月齢超の特定症状（※1）を呈する牛
- ② 30か月齢超の起立不能牛等
- ③ 30か月齢超の死亡牛
- ④ 36か月齢超の健康と畜牛

このうち、①の牛は獲得済みポイントに関わらず、全頭検査すべき。また、②～④のうち、少なくとも2つの区分をカバーすべき。

（※1）BSEの特定症状：治療に反応しない、進行性の行動変化がある場合（興奮しやすい、音・光・接触等に過敏な反応、群内序列の変化、頭を低くし柵等に押しつける動作の繰り返し、扉・柵等の障害物におけるためらい）や、感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状があること。

【改正後】（2023年5月採択）

○世界的に定型BSEの発生が大きく減少し、今後はその再興を早期摘発することがサーベイランスの目的。必要な検査を減らすため、ポイント制を廃止。

○改正後のサーベイランスはこれまでの月齢区分は設けず、以下の①～④の牛については、当局に報告され、検査の実施を検討する必要がある。

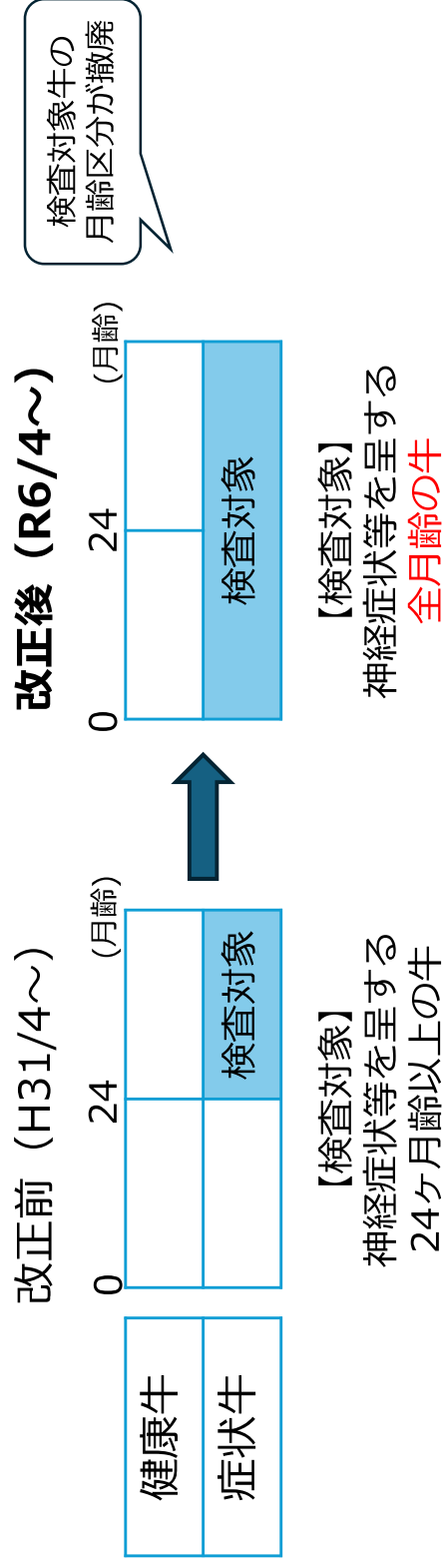
- ① 一般的理由（※2）では説明できない特定症状を呈する牛
- ② 一般的理由では説明できない起立不能牛
- ③ 一般的理由では説明できない死亡牛
- ④ と畜場で異常行動・神経症状を呈する牛

（※2）「一般的な理由」とは、感染症、代謝性、外傷性、腫瘍性あるいは毒性等の、行動異常又は神経症状を呈する一般的な原因疾病。

【サーベイランス】

BSEスクリーニング検査対象月齢の変更

これに伴い、我が国においても、令和6年4月1日から下図のとおりBSE検査対象を見直すこととなりました。



参考：農場における死亡牛サーベイランス検査

